

公 表 第 15 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年9月6日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
73	教育部	学校教育課	<p>第4章 各課(各学校)別 各論                      4. 学校教育課                      3. 補助金・負担金及び交付金                      (4) 結果                      (指摘1)                      平成27年度中体連支出命令書金銭出納簿の中には、平成27年5月25日中体連会長より1,000,000円の収入、平成27年7月14日会長返金1,000,000円となっている。                      これは、中体連への補助金の給付時期が7月になり、中体連の運営資金の確保ができなかったことから、慣例として中体連会長が立て替えを行っていたものである。                      一時的な資金融通であるが、市の補助金を活用して運営する団体の運営としては問題がある。                      今後は、団体からの申請を促すなど、市からの補助金の支給時期を早めるための措置が必要である。</p>	指摘	<p>ご指摘のとおり、平成29年度は団体の立て替え払い防止のため、早期の申請・審査・振込を実施しました。次年度以降も同様に、適切な運営の支援に努めます。</p>
183	教育部	南筑高等学校	<p>第4章 各課(各学校)別 各論                      16. 南筑高等学校                      2. 私費会計                      (2) 学年費                      ③結果                      (指摘1) 会計記録の検証漏れについて                      一件のみであるが、領収書と会計記録が不一致となっているものがあつた。支出伺の執行額と領収書の金額に誤差が生じている。事務処理上の間違いであるが、担当、主査、事務長、教頭、校長の決裁欄があるが、十分な検証がされていないことの表れではないかと思われる。監査は年に1度のみ行われるため、学期毎の責任者の承認は非常に重要である。今後は内部統制が機能するよう適切な決裁を心がけていただきたい。</p>	指摘	<p>教職員に対して研修を行ない、私会計事務の流れの理解、添付書類について認識を深めました。                      さらに、決裁者間で指摘事項を確認し、決裁の重要性について意識の共有を図りました。                      今後は適切な学年費の運用に努めます。</p>
204	教育部	特別支援学校	<p>第4章 各課(各学校)別 各論                      17. 特別支援学校                      8. 教育財産の管理等                      (4) 結果                      (指摘4)                      平成27年度購入の一般備品の中で、台帳に記載漏れのものが2点あつた(指摘により修正済み)。</p>	指摘	<p>指摘後速やかに備品台帳の修正を行うとともに、「備品受入れ」と「備品台帳への記載」を同時に行うように事務処理を改めました。                      今後は適正な財産管理に努めます。</p>

236	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第4章 各課(各学校)別 各論  20. 体育スポーツ課  5. 収入事務  (4) 結果  (意見1)  (一財)地域活性化センター助成金について、地域活性化センターへの実績報告額と調定決定書の額との間に差異があったため担当者に確認したところ、実績報告書の提出後に事後的な調整があったことから、双方に差異が生じているとのことであった。体育スポーツ課と地域活性化センターとのメール内容を確認し、調定額が正しい金額であるとの心証は得たが、その差異の詳細な内容までは追跡できなかった。  今回のように、助成金の実績報告の後に、事後的な調整を行うことは今後も少なからずあると思われるため、かかる調整の内容がわかるような書類の作成、保管が必要と思われる。</p>	意見	<p>助成金の実績報告等において、事後的な調整を行う場合は、調整の内容が分かる書類の作成及び保管をするよう徹底してまいります。</p>
243	市民文化部	中央図書館	<p>第4章 各課(各学校)別 各論  21. 中央図書館  5. 備品の管理  (3) 結果  (意見1)  備品台帳を閲覧したところ、「備品の保管場所」の記載が不十分であった。具体的には、平成22年度より前に取得したのものに関しては、「備品の保管場所」の記載がなく、空欄になっているものがほとんどであった。また、平成22年度以降に取得した「備品の保管場所」の記載も、「中央図書館」や「六ツ門図書館」という記載になっているものがほとんどであった。  これでは、備品台帳を見ても、現物がどこにあるのか直ちに判明しない。また、棚卸しも実施されていなかった。  備品台帳は、記載することが目的ではなく、これを使って管理することが目的である以上、今後取得するものからは、「備品の保管場所」の記載をより詳細にすることを検討してはどうかと考える。</p>	意見	<p>平成28年度取得分からは、備品台帳記載の保管場所を詳細に記載することとしました。例「中央図書館(2階 一般室)」</p>
244	市民文化部	中央図書館	<p>第4章 各課(各学校)別 各論  21. 中央図書館  6. 図書の購入  (3) 結果  (意見2)  先に述べたように、図書の購入先は主に「久留米市図書館納入有限責任組合(以下組合)」となっている。この組合の履歴事項全部証明書を閲覧したところ、組合員は市内業者4社のみであった。平成27年度の図書購入費は38,617千円であり、図書装備も含めるとさらに大きな金額が、毎年当該組合の売上となり続けることになる以上、市内業者間の公平に特に注意する必要がある。よって、組合員の数を増やしていくことを当該組合と協議してはどうかと考える。</p>	意見	<p>久留米市図書館納入有限責任事業組合(以下組合)との図書納入契約仕様書の「久留米市立図書館等図書納入条件」に「業者の加入脱退は任意とし、正当な理由なく加入脱退の申し出を拒まないこと」という文言を追加し、市内業者の組合への加入の自由を明文化しました。</p>